

雇児母発1211第4号
平成27年12月11日

公益社団法人 日本産科婦人科学会理事長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局母子保健課長
(公 印 省 略)

早期新生児期における早期母子接触及び栄養管理について

厚生労働省では、母乳で育てたいと思っている人が、無理せず自然に実践できる環境を整える観点から、平成19年に保健医療従事者向けに「授乳・離乳の支援ガイド」を策定したところである。

同ガイドにおいて、母乳育児の支援を進めるポイントとして、出産後はできるだけ早く母子がふれあって母乳を飲むように支援することや、特に出産直後については、医療従事者が関わる中で安全性に配慮した支援を行うこととしている。

同ガイドは、平成17年に実施した乳幼児栄養調査の結果等を踏まえて策定されたところ、本年が10年ごとに実施してきた乳幼児栄養調査の実施年であることから、今般、特に、分娩取扱施設における安全性に配慮した支援が必要となる出産直後を含む早期新生児期において、母乳育児の支援として実施されている早期母子接触や早期新生児の栄養管理の状況を把握するため、公益社団法人日本産婦人科医会及び公益社団法人日本助産師会の会員施設である全国の分娩取扱施設において把握されている情報を収集し集計を行った。

貴会におかれては、集計結果をご確認いただくとともに、引き続き、医療従事者が関わる中で、安全性に配慮した早期新生児期における早期母子接触及び栄養管理が行われ、母乳や育児用ミルクといった乳汁の種類にかかわらず、母子の健康の維持及び健やかな母子・親子関係の形成のための支援が提供されるよう、貴会員への周知徹底をお願いします。